

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
山北町

2 構造改革特別区域の名称
魅力ある山北町再生特区

3 構造改革特別区域の範囲
山北町全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地域の概要

当町は新潟県の最北端、山形県境に位置し、朝日連峰に連なる山岳から流れる大川、勝木川、葡萄川の各流域を中心に開かれた山村で、総面積の約93パーセントを山林が占め、平坦な土地が少なく、48の集落が河川流域や海岸沿線に点在している。

また、海岸線は「瀬波・笹川流れ・粟島県立自然公園」に指定され、その内11kmの海岸は名勝天然記念物「笹川流れ」として知られている。海・山・川の変化に富んだ自然豊かな町です。

人口は、昭和60年9,416人、平成7年8,231人、平成12年7,839人と年々減少している。世帯数は昭和60年の2,632戸に比べて、平成12年は2,503戸と減少傾向であるが、核家族化によりほぼ横ばいである。

産業は、海・山・川の自然に恵まれた土地で、農林漁業が基幹産業となっており、林業の町、杉の町として知られている。森林面積は26,490ヘクタールで、その内民有林が23,274ヘクタールと民有林比率が87.4パーセントと高く、人口林比率も高くなっている。主な林産物としての杉の原木生産量は、年間36,268立方メートルと年々増加している。農業においては、良質な水と寒暖差の大きい地域性によってコシヒカリの良質米が332ヘクタール、酒米20ヘクタールが作付けされている。また、町内5つの漁港の漁獲量は、年間1,362トンと県下第二位である。

しかし、近年、第一次産業においては高齢化と担い手不足が進み、年々就労人口に占める割合が減少し現在は20.3パーセントとなっている。

第二次産業は、建設業と弱電関係等の企業誘致による製造業が主体であり、第三次産業は、瀬波笹川流れ粟島県立自然公園を拠点とした観光産業が中心で、年間の観光客は53万人となっている。

(2) 構想と背景(必要性)

この町に訪れる観光客は、名勝天然記念物「笹川流れ」、山間部の新緑と紅葉がすばらしい「小俣溪谷・山熊田溪谷」、初夏の夜、日本海の沖合いを青白く染める「漁火」など季節的に恵まれた時期に景観を眺める観光客と夏場の一時的な海水浴客が主力を占めていたが、観光産業の安定を図るためには、通年をとおして訪れていただける取り組みが必要である。

このようなことから、季節的な自然環境に左右されない「観る観光」から「ふれあいと体験型観光」への転換が必要となった。また、このことは都市住民の自然回帰思考の高まりと体験観光の需要の増大と一致している。

こうした中、今後この地域の振興のために、このような転換を図ることは都市との交流人口を増加させ、観光産業及び農林水産物等の消費拡大を図り、地域全体の経済を活性化させるために必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

「地域的には過疎であれ、心の過疎になるな」つまり過疎地域を悲観するのではなく、過疎でなければ取り組むことの出来ない地域の資源や多様な生活文化などを活用することにより、町民一人ひとりが知恵と力を出し合い、誇りの持てる町づくりに努めています。

このような中で、当町の観光はこれまで県立自然公園等の景勝地を眺める観光客が主力を占めていたが、今回の申請により、「観る観光」から「ふれあいと体験型観光」への転換が図られる。

また、体験観光メニューとして昔から大切に守られてきた農山漁村の生業を素材とした多様なメニュー・マップ「笹川流れ波物語」の充実を図り、今回申請の特例措置を活用して農家民宿等による濁酒製造を可能にすることは、交流人口の増加を図り、農林水産物の地産地消を促すとともに、都市と農山漁村の共生・交流の促進により、地域の経済活性化が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

当町では恵まれた自然環境の中で、地域の資源を素材とした体験型の観光として「赤カブ漬け体験」「しな布織り体験」「アク笹巻きづくり」「塩づくり」など実際に地元の人々から指導を受けながら体感し、楽しめる観光を推進してきた。

今回申請する構造改革特別区域計画の濁酒製造特例措置は、農家民宿を経営する方々にどぶろくを活用し、どぶろくに漬け込んだ漬物体験・干物体験など新たな体験メニューを生み出し、これまで以上に訪れていただく方々との心のふれあいを大切にすることにより、景勝地を「観る観光」から地元の人々との「ふれあいと体験型観光」への転換がより一層推進し、こ

の地に何度でも訪れていただける地元を愛した本当の観光客の増加につながり、計画の最大目標である「都市と農林漁村の共生・交流人口の増加」がこれまで衰退していた農林水産物の地産地消の拡大を図り、新たな取り組みが地域全体を活性化させ、地元の人々にやる気と元気を与えることにより「魅力ある山北町再生特区」を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

過去数年の観光客入り込み数・観光収入については、ほぼ横ばいもしくは、近年の経済不況により低迷傾向にあったが、今回申請の構造改革特別区域計画により、直接的な効果としては、都市との交流人口として宿泊客1,000人、日帰り客3,000人の増加が期待され、それによる宿泊費などの直接の経済的効果額は約2,366万円が見込まれる。

また、この計画により地域全体に及ぼす経済的な二次・三次波及効果は多大なものと推測される。濁酒を振舞い地元の郷土料理と併せた新たな観光資源として期待でき、地場の農林水産物の消費拡大や雇用の促進及び都市住民との交流から農家民宿にやる気を奮い起こさせる起爆剤となり、地域の再発見と地域資源を活用した新たな地域おこしに発展し地域の活性化が期待できる。

地域全体の観光客の推移と経済効果

	平成12年	平成15年	平成20年	H15 → H20
宿泊客	36,250人	35,980人	38,140人	106%
日帰り客	535,000人	532,000人	563,920人	106%
観光収入	808,085千円	803,554千円	851,768千円	106%
農業粗生産額	722百万円	746百万円	783百万円	105%

8 特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業（No707）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・山北町まるごと体験ガイド「笹川流れ波物語」の充実

「笹川流れ波物語」は、昔ながらの伝統技術を素材とし、山北町のすべてを楽しんでいただけるよう企画された体験観光マップである。

例えば、山北町の農作業に用いた「ボシづくり」、木の皮から糸をつむぎ織り上げる「しな布織り」、木炭や竹炭なども実際に焼き上げる体験ができる。この他、食の体験として「アク笹巻きづくり」、漁師さん指導による「

塩辛・干物づくり」、日本海の海水からミネラル豊富な「天然塩づくり」など数多くの体験メニュー - を企画しているが、今回の濁酒製造特例措置を活用した新たな体験メニュー - として、どぶろくに漬け込んだ「干物づくり」を考えている。これまでも「干物づくり」は体験メニュー - として実施してきたが、魚の独特な臭みを嫌がる体験者が多かったことから、どぶろくに若干の時間漬け込むことで魚の臭いを取り去ったオリジナルな干物が出来上がる。

実際には、漁師さんの指導により体験者に鮮魚を開いていただき、干物が出来上がるまでの工程を体験していただく。

また、これまで「赤カブ漬け体験」・「山菜漬け体験」の工程で漬け込み樽に、甘味と風味を引き立たせるために使用していた市販の焼酎をどぶろくに替えることにより、独自の風味を持った漬物が可能となり、これも体験者に、実際に漬け込んでいただく。

このように、今後どぶろくを活用した新体験メニュー - の開発に地域全体で取り組み、誘客の拡大に努める。

また、農家民宿でオリジナルなどぶろくを造り町内に点在する 30 軒の民宿のお客様に飲用していただくことにより、のぼり旗など設置し「どぶろく街道」を設け、話題の提供とふれあいのきっかけとしたい。

・誘客のための「きらきらうえつ」の活用

週末に羽越本線を使用した観光列車を沿線市町村と連携を図り、誘客の増加のため実施している。今後もこの列車を活用した新たなイベントとして、「越後どぶろく満喫の旅」・「ふるさと体験の旅」等を企画し、旅行会社等に売込みを図り、列車での誘客増大に努めると共に、列車の停車駅とイベント会場と交通機関などきめ細かなプランの充実に努める。

・体験受け入れ組織の充実・インストラクタ - の養成

既存の観光協会、民宿組合と連携を図り専門講師を招いての定期的な研修会・先進地の視察研修、新たな体験メニュー - の開発と体験プログラムに必要な人材育成のため専門養成講座への受講に努め、インストラクタ - については、登録制の仕組みを整備する。

・ホ - ムペ - ジを活用した情報受発信

ホ - ムペ - ジ等メディアを活用したイベント情報・宿泊情報等の発信と体験者からの意見の把握に努め、新体験メニュー - の開発と体験プログラムの充実に努める。

別 紙

- 1 特定事業の名称
番 号 : 707
特定事業の名称 : 特定農業者による濁酒の製造事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
構造改革特別区域内で農家民宿等の酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
事業に関する主体
(ア) 上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者
事業が行われる区域
(ア) 新潟県岩船郡山北町の全域
事業の実施期間
(ア) 上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降
事業により実現される行為や整備される施設
(ア) 上記2に記載の認定計画特定農業者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。
- 4 当該規制の特例措置の内容
これまで進めてきた当町の体験型観光は何気なく見過ごしてきた風景、あたりまえに食べてきた食材、日頃使用してきた農機具、昔ながら伝わる技など身近にある日常的な営みが体験観光の素材として活用されてきました。これも、近年の自然志向の高まりやグリ-ンツ-リズムによる都市と農村の交流が地域経済の活性化をもたらす大きな役割を果たしていると思われまます。訪れた都市住民は、農山村の暮らし、伝統、文化に触れ、また食することにより五感を楽しみ、都会では感じることのできない本当の安らぎを体感することができるでしょう。また、迎える住民は自分たちの地域の「宝」を知恵と工夫により、自分たちも楽しみ都会の人々にも楽しん

でいただけることにより自信と誇り、そして郷土愛が図られる。このような中で当該規制の緩和は特定農業者が自分の生産した米を原料とする濁酒を製造し「おもてなしとして提供」することは、地産地消だけでなく、都市と農村の連携や農家民宿のやる気を奮い起こさせる起爆剤となり、地域経済の活性化が図られ、「魅力ある山北町再生」を目指すものである。